

## 実験室設置承認の主な判断基準

動物実験規則第3条(3): 実験動物に実験操作(2日程度の一時的保管を含む。)を行う動物実験室をいう。

### 1) 実験室責任者

実験動物関連の法規制、人獣共通感染症を含む実験動物感染症、遺伝・育種、生理・生態・習性に関する知識を持っている者。教室主任で実験動物に関する資格や経験を有する者が望ましい(例: 学内の動物実験教育訓練受講者等)。実験動物の購入や搬入に関し責任をもち、その実験室内で(実習室を含む)実施される実験(哺乳類・鳥類・爬虫類以外の動物使用実験、組換え実験、病原体等使用実験等)の概要を把握する。

### 2) 実験室の温度環境(20条(1): 準用)

一時保管の内容によっては、飼養保管施設に準じた要件が望ましい場合がある。

### 3) 実験室と実験台(規則第22条(2): 排泄物、血液等による汚染に対して、清掃及び消毒が容易な構造であること)

\* 耐水、耐薬性の材料を用いていること

不適当な材料例と施工例→○床: ビニール床タイル、セメント床、タイルカーペット  
ビニールシートの溶接不良、塗り床の亀裂、裂け目

○壁: ジョイント部分が防水剤で施工されていない壁、石膏ボード

\* 実験台は消毒が容易にできる材質のものとする

### 4) 逸走防止策(22条(1): 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲しやすい環境が維持されていること)

\* 出入り口に取り外しのできる木製又は金属製のネズミ返し(高さ: 40cm以上)、又は前室が設置されていること

\* 床や排水口から動物が脱出しない構造であること

\* 捕獲網やネズミ粘着シート等が置かれていること

### 5) 廃棄物の処理(22条(3): 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること)

\* 動物死体、汚水、糞尿、床敷、注射針等について適切な処理を講じていること

\* 動物死体や床敷き等の廃棄物を一時的に凍結保存するため、死体用のフリーザーを保有すること

### 6) 臭気防止策

\* 換気装置を設置するなど、臭気対策を講じていること

### 7) 緊急時対策

\* 咬傷等の事故発生時に必要な医薬品類を配備する

\* 感染症の疑いで受診する場合、問診時に動物実験に携わっていることを伝えるよう指導する

○ 労働安全衛生にかかる事項については、総合安全衛生管理委員会又は各地区の衛生委員会に確認すること

○ 申請内容の変更について

\* 申請内容に変更が生じた場合、書面での手続きが必要

\* 飼養保管施設の場所の変更については事前の新規申請が必要

\* 動物種の追加及び匹数の大幅な変更、安全管理の必要な実験(感染・組換え・放射線・発癌等化学物質)の区分変更、実験動物管理者の変更については、変更内容を明記した書類による変更申請が必要

\* 必要に応じて、動物実験委員会が再度現地を調査する

改 2018.9